

岐阜県公報

目次

告示

道路の区域変更

(道路維持課) 五七九

岐阜県収入証紙の売りさばきを取り扱う現地機関の指定に

関する告示の一部改正

(出納管理課) 五八〇

公示

落札者等に関する公示

(環境管理課) 五八〇

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 五八〇

県営土地改良事業の換地計画の決定

(同) 五八一

公共測量の実施

(用地課) 五八一

告示

岐阜県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年八月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町安久田字穴から洞三三九番四四地先まで	別前	九〇 二七〇	一四・八 一三・一	
		同市同	後	一三〇 五〇		

岐阜県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年八月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	二百五十六号	加茂郡東白川村神土字馬崩六二〇番一地区地内	前	四・七 三・二	一五・〇	
			後	九・二 三・二	一一五・〇	

岐阜県告示第四百二十三号

岐阜県収入証紙の売りさばきを取り扱う現地機関の指定に関する告示(平成十八年岐阜県告示第二百七十八号)の一部を次のように改正し、平成二十五年九月二日から適用する。

平成二十五年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

「飛騨振興局」を「飛騨振興局」に改める。
岐阜県税事務所

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第

百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 公書発生源管理システム導入・運用及び保守業務委託一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成25年5月15日
- 4 落札者を決定した日 平成25年7月1日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区大野二丁目3番3号
株式会社富士通エフ・アイ・シー株式会社中部支社
支社長 桐原 一広
- 6 落札金額 39,900,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地

- (1) 範囲の名称 岐阜県飛騨郡池田町池田管理棟
- (2) 所 在 地 岐阜市池田二丁目1番1号

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
西 山 地 区	中津川市役所	平成二五・一〇・三〇から 同二五・一〇・三一まで

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業輪之内東部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用す
る同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供
する。

平成二十五年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十五年八月三十日から

平成二十五年十月一日まで

二 縦覧場所

安八郡輪之内町役場

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長から次のとおり公共
測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条
第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十五年六月二十四日から

同 二十六年三月三十日まで

四 作業地域

多治見市及び土岐市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所長から次のとおり公共測
量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第
三項の規定により公示する。

平成二十五年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局高山国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十五年八月二十八日から

同 二十六年二月二十八日まで

四 作業地域

下呂市瀬戸及び保井戸

平成二十五年八月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社